

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 9 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、国民年金に関する事務における特別個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。 ・届出の受理及び報告 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出、申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者または受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報提供 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム 年金生活者支援給付金システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 行政管理部 医療保険課 |
| ②所属長の役職名 | 医療保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月18日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月18日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|----------------------------------|--|--|------|------------------|
| 平成28年10月26日 | Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年8月17日 時点 | 平成28年9月8日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成28年10月26日 | Ⅰ-1 ②事務の概要 | 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、以下の法定受託事務を行う。 ・届出の受理及び報告 ・任意脱退申請の受理 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出、申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び若年者猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者または受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 | 国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。 ・届出の受理及び報告 ・任意脱退申請の受理 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出、申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者または受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報提供 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| 平成28年10月26日 | Ⅰ-1 ③システムの名称 | 国民年金システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー | 国民年金システム 年金生活者支援給付金システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| 平成28年10月26日 | Ⅰ-3 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の31 | ・番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項 ・番号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前提出 |
| 平成28年10月26日 | Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年9月8日 時点 | 平成28年12月16日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成30年10月4日 | Ⅰ-1 ②事務の概要 | 国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。 ・届出の受理及び報告 ・任意脱退申請の受理 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出、申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者または受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報提供 | 国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する。 ・届出の受理及び報告 ・裁定請求の受理及び事実の審査 ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料免除に係る届出、申請の受理及び事実の審査 ・学生の納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・被保険者または受給権者に係る届出の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る申請の受理及び事実の審査 ・年金生活者支援給付金の支給に係る日本年金機構への所得情報提供 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成30年10月4日 | Ⅰ-5 ①部署 | 予防先進部保険年金課 | 予防先進部医療保険サポートセンター | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成30年10月4日 | Ⅰ-5 ②所属長の役職名 (②所属長から様式変更) | 保険年金課長 竹田 直樹 | センター長 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成30年10月4日 | Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年12月16日 時点 | 平成30年9月6日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成30年10月4日 | Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年12月16日 時点 | 平成30年9月6日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 平成31年4月1日 | Ⅰ 関連情報-8特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ | 総合政策部 ICT推進課 | 総合政策部 ICT改革課 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和1年6月11日 | Ⅳリスク対策 | | 追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ-5-①部署 | 予防先進部 医療保険サポートセンター | 市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター | 事後 | 所属名変更によるもの |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ-6-①所属長の役職名 | 医療保険サポートセンター長 | 市民サービス課長 | 事後 | 所属名変更によるもの |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 行政管理部 管財総務課 契約・法制担当 | 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当 | 事後 | 所属名変更によるもの |
| 令和4年4月1日 | Ⅰ-5-①部署 | 市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター | 行政管理部 医療保険課 | 事後 | 所属名変更によるもの |
| 令和4年4月1日 | Ⅰ-6-①所属長の役職名 | 市民サービス課長 | 医療保険課長 | 事後 | 所属名変更によるもの |
| 令和5年7月31日 | Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年7月20日 時点 | 令和5年6月5日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和5年7月31日 | Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年7月20日 時点 | 令和5年6月5日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月5日 時点 | 令和6年6月18日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |
| 令和6年8月21日 | Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月5日 時点 | 令和6年6月18日 時点 | 事後 | 重要な変更項目でないため |